

監修：矢萩大輔 (有)人事・労務 代表取締役
無料農業支援ポータルサイト
「われらまちの農縁団」
<http://social-jinji-roumu.com/farming/>

今回の執筆者 **矢尾板 初美**



(有)人事・労務パートナー行政書士 / 903シティファーム推進協議会委員長。明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。法人設立や事務局サポートなどコミュニティ創りを支援している。2020年より東京浅草でコミュニティカフェをスタートさせた。

フリーランス保護新法成立 業務委託という選択

今回のキャスト 社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代

アルバイト・パートを募集していたアルパカファームに応募があった。履歴書を見ると「農作業フリーランス」として業務委託で働きたいとのこと。初めてのケースなので戸惑ったものの、面白いと思った藤田社長は……。

藤田 ねえ千代ちゃん、この履歴書って確認してる？

千代 ああ、染谷さんですね。先ほどチラッと見ました。「業務委託を希望」って初めてのパターンですよ。コントラクターも業務委託の一種ですが、フリーランスとは違います。

藤田 確かに業務委託するっていう発想がなかったよね。経歴のところにも「農作業フリーランス」って書いてあるけど、内容を見ると農作業だけじゃなく、パッケージ

ジデザインとか作業効率化とか、職務は多岐にわたってるよね。そもそも農作業フリーランスの前の仕事は建築設計事務所なのか……経歴も面白い。

千代 前職の経験を生かしてってことなんですよね、きつと。でも農作業どこまでできるんでしょうか？そこは電話とか面接で聞いておきたいですね。あと、冬場はスノーボーダーとして雪山で暮らしてるって書いてあるので、冬は勤務できず、ということなのでし

フリーランスに業務委託するときには注意

不利益を被りがちな フリーランスの環境改善

フリーランス⇔企業に雇用されることなく、個人で事業会社などから業務委託を受ける就業形態に従事する者。労働者には該当しないため、労働基準法などの労働法規は適用されません。

日本におけるフリーランスの就業者数は462万人程度と試算されており、増加傾向にあります。一方で、契約内容の書面やメール

ようか？ 農作業以外はリモートで仕事を任せられるということなのですかね。不思議な働き方ですが、確かにうちもパッケージジデザインとかできる人いないで外注しちゃってるので、お願いしてみるのがありですね。

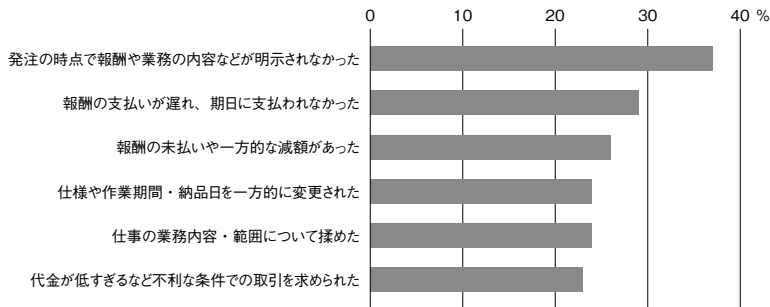
藤田 何ができるのか、どのようになんか働きたいのか、そのあたりは本人と話してみないとわからないから、一度面接してみよう。そもそもフリーランスの人と仕事をした経験があまりないから、法律面も気になるし。伝法院先生にも確認してみよう。

による明示がなされない、報酬の支払い遅延や未払い、一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する者も増えているといま（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」）。

また、同調査によれば、フリーランスは、1社（1事業者）のみと取引をする者が4割を超えるなど、特定の発注者への依存度が高い傾向も見られます。

そのため、フリーランスが発注

■ フリーランスに聞いた取引先とのトラブル内容



出典：「フリーランス実態調査結果」（2020年5月、内閣官房日本経済再生総合事務局）
をもとに作図。回答者 1,220 人、複数回答可。



フリーランスに業務を委託する 事業者の主な義務・遵守事項

- 委託業務内容、納期、報酬額を明示：**フリーランスに対し業務委託をした場合は、フリーランスの給付（成果物）の内容、報酬額等を書面またはメール等により明示しなければならない。
- 報酬支払日：**フリーランスの給付を受領した日から**60日以内**の報酬支払期日を設定し、支払わなければならない。
- 遵守事項：**フリーランスとの業務委託に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥～⑦の行為によってフリーランスの利益を不当に害してはならない。
 - フリーランスの責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - フリーランスの責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - フリーランスの責めに帰すべき事由なく返品を行なうこと
 - 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - フリーランスの責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、またはやり直させること
- 妊娠・出産・育児・介護に対する配慮**
- ハラスメント対策：**「セクハラ」「マタハラ」「パワハラ」などフリーランスの就業環境を害することがないように、相談・対応の体制を設けなければならない。
- 解除等の予告：**継続的業務委託契約を解除しようとする場合には、契約満了日の少なくとも**30日前**までに、その予告をしなくてはならない。



新法に対応できる
社内体制を整える

- ①現在の契約関係（業務委託など）を確認・整理
- ②その契約内容が法律違反となっていないか確認
- ③そのうえで、法律に沿って契約書を修正・整備
- ④業務発注者として受託者向けの相談窓口を設置

※労務の負担が増えるかもしれませんが、外部人材活用や働き方改革を進める手立てとなるはずですよ。

元である事業者と対等に交渉することが難しくなり、相手方の裁量によって取引が一方的に不利になってしまう可能性が懸念されました。

このような状況を解消し、フリーランスの取引の適正化と就業環境の整備を目的として、2023年4月28日、フリーランス保護新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が制定されました。

フリーランス保護新法への 対応はお早めに

▼適用対象…個人の事業主または労働者のいない法人。このようなフリーランスと業務委託契約を交わしている事業者。

▼罰則…50万円以下の罰金。事業者がフリーランス保護新法に規定される遵守事項を守らない場合、行政によって履行確保措置（例えば、助言／指導／勧告／公表／命

令など）が行なわれます。事業者が行政処分に従わない場合には罰則が適用される可能性もあります。ただし、フリーランス保護新法違反の取引が、直ちに無効になる訳ではありません。

▼施行期日…公布の日から1年6カ月を超えない範囲において、政令で定める日。現在未定ですが、2024年秋ごろの施行が予定されています。

多様な働き方の一つとして近年

増加の傾向にある、フリーランス・個人事業主。国は、個人が安定して業務に従事できる環境を、様々な角度から支援していく姿勢を示しています。

発注元となる事業者はトラブルにならないよう注意が必要です。あらかじめ準備をしておきましょう。また、受託側となるフリーランスの方も法律の内容を理解し、不利益を被らないように自分を守っていきしょう。